

改善を提言される婚姻・葬送習俗 —生活改善同盟会指導書からの考察—

和田 健

千葉大学国際教養学部

Marriage and funeral customs recommended improvement
-Consideration from the guidance document issued
by the lifestyle improvement association-

Ken Wada

要旨

本稿では、1920～30年代に行われた生活改善運動における「社交儀礼」の改善、その中で婚姻・葬送習俗に対する改善に関わる記述をもとに、当時の国民生活における民俗慣行への公的な介入について若干の考察を行いたい。1920～30年代に展開した通俗教育（社会教育）としての生活改善運動は、内務省・文部省を中心に進められ、その実施主体である生活改善同盟会は出版、講習会活動など様々な活動で国民に対する生活改善指導を行ってきた。その中で古くからある民俗慣行に対する改善は、婚姻・葬送習俗を中心に詳細に提案されている。披露宴のあとすぐに入籍しない事実婚的な民俗慣行や、家格の誇示を示す意味合いから儀式で出費を重ねることなどは「陋習」などとしてとらえ、改善の提言が記されている。これらの生活改善事項が記された指導書は、家政学、女子教育の第一人者により策定されたものが主であり、当時の近代日本社会教育政策の中で、官が民俗慣行に介入していく様子を読み解く手がかりとなるものといえる。

キーワード

生活改善運動、通俗教育、民俗慣行、陋習、婚姻・葬送習俗

1. はじめに—問題の所在—

本稿では、1920～30年代に行われた生活改善運動における「社交儀礼」の改善に関わる記述をもとに、当時の国民生活における民俗慣行への公的な介入について若干の考察を行いたい。定められた科目を学校という場で学ぶ「学校教育」とは対置的な概念としての当時の「社会教育」（当時の使用されていたことばで本稿では「通俗教育」ということばを使う）は、日本という国そして国民の「近代化」を意識した日常生活のさまざまな行為に関わる改善指導としてとらえられる。西洋欧米の生活様式を参照にしながら、「合理」を意識した改善指導が通俗教育活動の中で見受けられるのである。特に1900年代の第2次産業革命以降進む都市への人口増大と農村の人口減少による生活環境の変化は、これまで行ってきた生活のあり方を変えて新しい生活様式を意識するべきとする考えがひろがりつつあったといえる。特に大正期末から昭和のはじめ（1920～30年前半）は、新たな生活様式の確立を意識した時代といえる。新たな生活様式とは、たとえば女性や子供が洋服に代えていく服飾のあり方への提言や、住環境、特に水回りや衛生を意識した改善をしていくことなどがあげられる。そしてそれに加えて、冠婚葬祭の旧来よりつづく民俗慣行のあり方を変えていくことも生活改善の中で意識されたものでもある。

本稿では生活改善同盟会が公刊した『生活改善の栞』（以下略して『栞』と記す。1924年刊行）および『農村生活改善指針』（以下略して『改善指針』と記す。1931年刊行）における「社交儀礼の改善」の記述を比較し、1920～30年前半、つまり大正期から昭和に入っすぐの時代において、公的な施策のなかで、生活改善同盟会が社交儀礼の何を改善しようとしたのかを考察したい。そして旧来よりその地域で伝承されてきた通過儀礼（産育、婚姻そして葬送などライフステージで行われる儀礼）に対して、なにゆえに改善指導しようとしたのかについて考察したい。筆者はこれまで別稿で、生活改善同盟会刊行の指導書について、農山漁村経済更生運動における更生指定村町村作成の更生計画書において、いかに指導書の記述が参照されてきたのか、若干の考察を行った〔和田 2014年 91-119頁〕。本稿ではこの2つの指導書に見られる婚姻と葬送の社交儀礼に関わる記述を比較検討し、「陋習」（あるいは「弊風」など）といわれ否定される民俗慣行と、それに対する改善の提言が持つ意味について若干の考察を試みたい。

2. 生活改善同盟会刊行の指導書について

2.1 書誌的な意味づけ

まず対象とする『栞』と『改善指針』の書誌的特徴について、著者は別稿で記したが〔和田 2014年 92-96頁〕、本稿の前提であるので簡単であるが再び記しておきたい。まずこれらの指導書の前提となる生活改善運動は、1919年に文部省が日本における通俗教育をすすめるため普通学務局第四課を設置したのを端緒に始まったといえる。その実践母体として

1920年に生活改善同盟会（以下「同盟会」と略す）が設立され、本格的な活動が始まる。同盟会は各所での支部結成および会員参加者の募集を広げながら、講演会、講習会、展覧会、座談会などによる普及活動を行っていった。そして機関誌『生活改善』をはじめさまざまな指導の手引き、指導書を刊行していく¹。この中で大がかりな国民生活の基本調査に基づいて作られた代表的な指導書が『栞』と『改善指針』である。いわゆる同盟会による指導書は多く刊行されているが、両書は総合的にまとまった代表的な指導書といえる²。

2.2 執筆に関わった委員の構成

まず『栞』『改善指針』の執筆に関わった人物について概略を整理しておきたい。両書とも同盟会に組織された社交儀礼改善委員会による調査と執筆である。

『栞』の社交儀礼改善委員会は32名の委員で構成されている。委員長は農業経済学者の矢作栄蔵である。矢作は東京帝国大学教授、帝国農会会長を歴任して、1933年に亡くなっている。農業経済、農業経営に関わる講演録が多く著書として残されているが、その中でも生活習俗に関わる農村の民俗慣行にふれたものは管見のところ見当たらない。副委員長は教育学者の三輪田元道である。女子教育に貢献した代表的な人物のひとりであり、1887年に創立した三輪田高等女学校の校長を歴任している。代表的な著書は1908年に刊行された『家庭の研究』がある。この他、家政学、女性学の研究者としては市川源三³、甫守謹吾⁴そして女子教育の第一人者である日本女子商業校長である嘉悦孝子（嘉悦孝）があげられる。嘉悦は『栞』では孝子、『改善指針』では孝と名簿には表記されており、両指導書に関わっている。そして博物学者で理科教育指導者である東京博物館（現在の国立科学博物館）館長であった棚橋源太郎も委員のひとりである。棚橋は『改善指針』においては社交儀礼に関わる委員会ではなく、住居に関わる改善委員会に所属している。いずれにしても家政学、女子教育、婦人教育の第一人者が社交儀礼に関わる改善委員会では中心的な役割であったことが伺える。

『改善指針』編纂に関わる全体の委員会の委員長は、矢作栄蔵であり、副委員長は本多岩次郎である。『改善指針』各章ごとに調査委員会組織が作られており「社交儀礼の改善に関する調査委員」は8名で組織されている。幹事は片岡重助で、以下東郷昌武、嘉悦孝、塚本ハマ、山崎延吉、小出満二、鈴木静穂、丸茂忠雄で構成されている。片岡は家政学を専門領域としており『生活向上を基調としての田園家政学研究』（教佑社 1925年）を刊行している。片岡が使っている「田園」は「農村」を想定しており、本書は農村の生活改善を意識したものである。また本書の目次を見ると『改善指針』の構成に大きな影響を与えており、片岡が『改善指針』の指導書策定に大きな影響を与えたであろうと推測される⁵。東郷昌武は『トラスト論』（1902年）を刊行しているが、『能率増進一家無駄省略法』（1915年 大學館）、『實用日常経済の心得』（1919年 東盛堂書店）といった通俗教育に関わる著書を出し、また生活改善同盟会の機関誌『生活』にも連載をしている。嘉悦孝は『栞』では「嘉悦孝子」と記載されているが、こちらでは「孝」で記載されている。前述したよう

に女子教育、婦人教育の第一人者である。塚本ハマも同様に家政学の研究者であり「塚本ハマ子」の名前でも多くの著作を刊行している。この当時に刊行されているものとして『現代夫人の生活』（1935年 同文館）、『家庭生活と生活改善』（1935年 社会教育協会）などがあげられる。『改善指針』も『栞』同様、社交儀礼に関わる生活改善では家政学、女子教育、婦人教育の第一人者が大きく関わっていることは確認しておきたい。

3. 社交儀礼記載の婚姻、葬儀に関わる『栞』『改善指針』の項目立てと記述

それでは『栞』『改善指針』における社交儀礼に関わる記述についてどのような項目立てがされ、そして両書でどう記述が変わったかについて記したい。

まず全体の目次構成の中で「社交儀礼の改善」は、両書とも筆頭に配置されているところは共通である。ただし『栞』は「社交儀礼の改善」の中で9つの中項目で構成されている。9つの中項目は、「一 結婚に関する事項」「二 葬儀に関する事項」「三 宴会に関する事項」「四 贈答に関する事項」「五 訪問接客送迎に関する事項」「六 年賀廻礼時候見舞に関する事項」「七 公衆作法に関する事項」「八 外国人に対する作法」「九 国賓に対する国民の作法の心得」である。いっぽう『改善指針』は「社交儀礼の改善」に関しては8つの中項目で構成されている。8つの中項目は「結婚」「葬儀」「仏事祝祭日」「贈答」「宴会」「訪問接客」「年賀廻礼」「公衆作法」である。

中項目の立て方での両者の違いは、『栞』の方で外国人に対する作法や国賓に対する国民の作法といった、海外からの来訪者に対する接し方について言及しているところであろう。いっぽう『改善指針』は農村で見られる日常的な習慣に言及することに重きを置いた構成といえ、外国人、国賓への対応よりも「公衆作法」で、秩序だって順番を守ることや路上に痰唾を吐き散らすなどの不衛生をやめるような指摘している。

では、各項目の中で両者の記述にどのような差があるのか。婚姻と葬送の儀礼に関わる記述をもとに比較を試みたい。

3.1 婚姻に関わる儀礼・作法

婚姻については、『栞』は8つ、『改善指針』は6つの小項目に分けて記載されている。

【図1】に示したように双方の記述内容を並べてみると、たとえば『栞』で示した「三 結婚費は年収の三割以下が適当であります。」「六、披露の会は成るべく自宅に於て之を行ひ、簡略を旨とし、招待客は親近者に限ること。但し結婚の通知は此の限りではありません。」「七、披露宴の席上新婦の色直し（着換）を廃すること。」といった経費に関する記述に関して、『改善指針』では「五、結婚の前後に於て行ふ各種の儀礼や宴会も、前項に準じて成るべく質素にし又は省略すること」に集約する形で平明な記述を心掛けていることが伺える。また『栞』では「三 結婚費は年収の三割以下が適当であります。」と数値の目安を具体的に示しているが、『改善指針』では具体的な数値を示さず複数の項目で「簡素」

(栞)	(改善指針)
一、結婚に関する事項 一 婚約をなすに先ず相互の健康診断書を交換するがよろしい。 二 婚約の前後には両親其の他の監督の下に、互に相識る機会を成るべく多くすること。 三 結婚費は年収の三割以下が適当であります。 四 新婦及婿養子の入籍は結婚式挙行と同日に之を行うこと。 五 結婚式は自宅又は神聖の場所に於て之を行ひ料理店を避けること。 六 披露の会は成るべく自宅に於て之を行ひ、簡略を旨とし、招待客は親近者に限ること。但し結婚の通知は此の限りではありません。 七 披露宴の席上新婦の色直し(着換)を廃すること。 八 祝儀品は虚飾を避け祝儀返しを廃すること。	結婚 一、婚約を為すには、先づ相互の性格、健康等の調査を厳密にすること。 二、新婦及婿養子の入籍は、結婚式後速かに之を行ふこと。 三、仕度調度は可成簡素を旨とすること。 四、結婚式は神聖の場所に於て行ひ披露の会は簡素を旨とすること。 五、結婚の前後に於て行ふ各種の儀礼や宴会も、前項に準じて成るべく質素にし又は省略すること。 六、祝儀品は実用に重きを置くこと。

【図1】 結婚に関する中項目の比較

ということばをくり返し使っているのも特徴的である。

3.1.1 おたがいをよく知ること

結婚に関する記述で、両書とも筆頭にあげているのは、「おたがいをよく知ること」であり、健康診断を行うことについてである。「一 婚約をなすに先ず相互の健康診断書を交換するがよろしい。」「二 婚約の前後には両親其の他の監督の下に、互に相識る機会を成るべく多くすること。」(『栞』)そして「一、婚約を為すには、先づ相互の性格、健康等の調査を厳密にすること」(『改善指針』)とある。これらの記述からは2点の婚姻に関わる生活改善指針が読み取れる。

ひとつはこれまでの婚姻慣行におけるその段取りについて、仲介人、仲人の介在と依存が大きいとする見方についてである。もとより旧民法の婚姻のあり方は、家長による決定権が絶対であり、また家格を踏まえた上で婚姻相手を定めていくものである。「二 婚約の前後には両親其の他の監督の下に、互に相識る機会を成るべく多くすること。」では「我邦では兎角仲介人の言葉のみ信賴して、本人同志の交際は寧ろ之を避けさせる様な傾があります。」と記し、さらにおたがいを知らないために意気投合せず「破境の嘆きに至る例がはなはだ多い」とも記している。『栞』の場合、都市中産階層を意識した生活のあり方について言及しているので、農村部などで見られる旧来より伝わる婚姻儀礼から一步踏み込んで「相手を知ること」を提言しているといえる。旧来よりの婚姻儀礼においては、仲人、仲人親、仲介人の存在は大きい。たとえば婿側の家から嫁側の家に婚姻の意志確認に仲人が出向き、嫁側の家と合意ができた場合は、仲人が持参した樽酒を酌み交わし宴会を行う「樽入れ」と行った民俗慣行も多く見かける。仲人の介在する役目は多く、結婚後も仲人は仲人親として新郎新婦と継続的な強いつながりをつづけていく⁶。その分、仲人親に依存しすぎることによって結婚相手のことを当事者がよく知らないことは避けるべきである、という提言であるともいえる。

もうひとつは、健康に関わる情報により相手を知ることについてである。「徴兵検査の結果に依りますと、壮丁には花柳病者が尠くないといふ事であります。」は性感染症の有無に関する情報、さらに拡げて結核感染者であるかどうかについても「その婚約に先立ちもっとも責任ある医師の健康診断書を、相互に取り交わす」(『栞』)とあり、結婚に関わる相手を知る意識についての提言ともいえる。

3.1.2 結婚の費用

婚姻の費用にどれくらいかけるのが目安になるのかについては、『栞』は年収の3割、『改善指針』は簡素をくり返し記述するものとなっている。『栞』における数値の設定は、先進国の年収に占める結婚費の割合が示し、根拠を出している。当時の年収1万円の家庭でイギリスは八分（8%）、フランス、ドイツで1割（10%）に対して、日本は20割（200%）とある。非常に高い比率であることを示した上で、3割というのはこの統計では同じ年収1万円でアメリカ合衆国2割（20%）、イタリア4割（40%）であり、この中間を示準としたものと考えられる。『栞』では「中流以上の家庭では、結婚に際して妄りに多くの衣類を拵えて持参させる悪い風習があります」と記し、婚姻に伴う準備に、特に婚姻後もおそらく着る機会の少ない衣類を持たせることをやめるようにも提言している。さらに多くの費用が婚姻時にかかる対策として「結婚費は中流以下の家庭では一時に之を支出することが甚だ困難であります。故に之等の家庭では少なくとも其の半額は本人の幼少の頃から結婚費として積立てる習慣を付けることが必要であります。古来我が邦の農家では女兒が生れると屋敷や畑の一隅に桐苗を植えて嫁入り仕度に用いる風があります、之れも一つのよい方法を思ひます」と記し、積み立てなどの備えや農村の民俗慣行を事例に出して提言している。

いっぽう『改善指針』は山形県、富山県各農会の結婚費調査統計を数値で示しているが、数的根拠よりも具体的な生活習俗への改善指摘をしている。「五、結婚の前後に於て行ふ各種の儀礼や宴会も、前項に準じて成るべく質素にし又は省略すること」のなかで、以下のようなことが記されている。少し長いが引用すると「結婚の話が纏まると、酒入れとか足堅めとか所により其の名は夫々異れど媒酌人が大きな祝儀樽を持ち込んで親戚近隣の人が集まって、酒宴を催ふしたり、結婚の仕度が整へば仕度披露と称して近隣の人々を招いたり、又式後に、今日は青年会に披露するとか、明日又今夕婦人会へ挨拶するとか、色々の催し事で飲み合すること沢山あります。かかる事は一日も早く全廃するがよい。若しやるにしても、極めて簡単に茶と菓子位で結構のことと思います。」とある。

「酒入れ」「足固め」といった民俗慣行にふれ、なおかつ青年会、婦人会に向けた幾重にも行う披露の場についてもふれている。数値的な説明よりも身近な民俗慣行に関わることを示し改善を提言している。もっとも、仮にこれらの披露の場を幾重にも行うにしても、「簡単に茶と菓子位で結構」という提言は、実行の難しいものといえる。『改善指針』は『栞』よりも「簡素」ということばでできる限り平明に提言をし、かつ民俗慣行にふれながらの具体的な改善案を出しているが、とてもすべての農村の婚姻儀礼にはあてはめにくい改善提言ともいえる。

3.1.3 入籍に関わる慣習

入籍に関する提言は「四、新婦及婿養子の入籍は結婚式挙行と同日に之を行うこと。」（『栞』）、「二、新婦及婿養子の入籍は、結婚式後速かに之れを行ふこと」（『改善指針』）とあり、「同日」と「速かに」に多少の温度差はあるが、両書とも戸籍上の届けを速やか

にすることを提言している。『栞』では「長い間届出を怠り、甚だしきはわざと内縁の妻又は婿として幾年も打ち捨て置き、之を世間普通の事と心得て居るものさへあります。斯様な事は品位にも関係します。」とし「品位」の問題として事実婚よりも法律婚を求める提言ととらえられる。『改善指針』ではもう一步実情に踏み込んで「態と内縁の妻又は婿として永く棄て置き、性質や働き振り等を視た上で、始めて其の手続きをするのがあります。」と記し「之が為めには、離婚を容易ならしめたり、私生子を多くする弊があります」と記している。婚姻相手の「性質や働き振り」を見ることを前提とした、いわゆる足入れ婚、通い婚の民俗慣行に見られる内縁的な事実婚よりも、法律婚を前提とした関係を強く提言している。

3.2 葬儀

【図2】で示すように葬儀に関わる事項は『栞』は微細な提言を数多く、『改善指針』は平明な記述のなかで具体的な民俗慣行を盛り込んでいるところに特徴がある。『栞』は11の、『改善指針』は4つの項目を立てている。それぞれの項目について両書が示す提言の特徴を、葬儀の報せ、飲酒や食事費用の節減そして葬列や時間の確守に関わる点について整理したい。

3.2.1 葬儀の報せ・費用

『栞』では「一、死亡の通知は親近者に限り新聞広告は簡略を旨とし、妄りに多数の名を連ね又は幾通りにも之れを為さざること」と記し、葬式について報せる範囲を広げすぎないことを提言している。説明文では「近来余り心安くもない人の死亡通知を受けることが多くなって来ました」と当時の風潮を記した上で、通知を受けた限りは、香典や悔状を出さねばならず「少なからぬ迷惑を感じています」とした上で、葬儀の報せは親近の間柄にのみすべきとしている。

一方『改善指針』は葬儀の報せについての項目を立てていない。もっとも『改善指針』が刊行されたのちに始まった経済更生運動における更生計画書のなかでは「葬儀の報せ」について記されている例も多い⁷。葬式の報せは必ずふたりで行くことや、報せ先の当家

(栞)	(改善指針)
二 葬儀に関する事項 一、死亡の通知は親近者に限り新聞広告は簡略を旨とし、妄りに多数の名を連ね又は幾通りにも之れを為さざること。 二、霊前の供物は質素を旨とし、香典は香料の実費に相当する位(巻圓以内)の少額に止めること。 三、通夜は親近者に限ること。 四、出棺並儀式の時刻は必ず之れを励行すること。 五、葬式の前後の食事及び齋は出来るだけ質素を旨とし、親族並に葬儀係に限ること。 六、葬式には一切酒類を用ひざること。 七、途中の葬列は之れを廃止すること。 八、葬式並に之れに代る告別式の時刻は成るべく会葬者に差し支えなき時間を選ぶこと。 九、葬式は厳肅を旨とし簡単にすること。 一〇、葬式の山菓子並に之に類似のものは廃すること。 一一、香典返しを廃すること。	葬儀 一、葬式は厳肅簡素を旨とし妄りに多数の神官役僧を聘する等の風を改むること。 二、葬式の時刻は必ず正確に守ること。 三、霊前の供物を質素にすること。 四、葬式に伴ふ飲食は質素を旨とし出来るだけ省略すること。

【図2】 葬儀に関する中項目の比較

の親戚が報せ人に対して過度なお礼や振る舞いをするをやめるよう、更生計画書に記述を盛り込まれる例もあるが⁸、『改善指針』ではそのことにはふれていない。

また費用に関しては「二、霊前の供物は質素を旨とし、香典は香料の実費に相当する位（壱圓以内）の少額に止めること。」（『栞』）と「壱圓以内」と具体的な金額の目安を示している。それに対応するものは『改善指針』にはなく、総合的には「一、葬式は厳粛簡素を旨とし妄りに多数の神官役僧を聘する等の風を改むること」の中に含まれている「簡素」ということばがそれに対応するものとなろう。説明文では「特に沢山の神官役僧を聘するが如き、弊風は一刻も打破しないといけません。」と神官僧侶を多数呼ぶ冗費が伴う葬式を「弊風」であると断じているところに特徴がある。

3.2.2 飲食に関わる節減

基本的には両書とも葬儀に対して「簡素」「厳粛」「節減」を求め、こと飲酒に関しては厳しい記述をしている。『栞』の場合、「六、葬式には一切酒類を用ひざること。」「一〇、葬式の山菓子並に之に類似のものは廃すること。」といった、明確に廃止を求める記述に対して、『改善指針』は「三、霊前の供物を質素にすること」「四、葬式に伴ふ飲食は質素を旨とし出来るだけ省略すること」といった「出来るだけ」そして「質素に」というような、おおむね絶対的な廃止に踏み込まない記述である。ただし『改善指針』の説明文では飲酒は「喪家にとって多大な失費」であり、飲酒の結果「酩酊して不謹慎な振る舞いをする」恐れがあると記して、「酒類の如きは一切用ひない」と、やはり酒は用いないという書き方をしている。表現に強弱こそあれ、葬儀における酒を禁止する提言であるとはいえる。しかしどこまでの実効性が伴うかについては、現実的とはいえず、現在もつついている民俗慣行ともいえる。葬儀はむらや家同士のつながりが顕現する場といえ、この当時の農山漁村において葬儀に酒や食事を伴わないつきあいのあり方は、よほどの生活改善を強く実践する人物や組織がない限りは不可能であろう⁹。

食事に関してはそれを振る舞う範囲を限定する記述となっている。『栞』は「五、葬式の前後の食事及び齋は出来るだけ質素を旨とし、親族並に葬儀係に限ること」として葬儀に関わる人たちと親族に限り説明文で「一般会葬者に対してとき（齋：筆者註）を出す風習が行はれて居ます」と記した上で、この民俗慣行が「多額に費用」がかかり「衛生の上からも」感心できないと一步踏み込んだ記し方である。それに対して『改善指針』では「食事の如きは親戚並に葬儀係に限定し」と簡略な記し方である。

両書とも酒や食事による喪家の費用負担、酩酊により厳粛さが欠けることを改めるように記している。

3.2.3 葬列の廃止、時間の厳守

葬列に関して『栞』では「七、途中の葬列は之れを廃止すること。」と明確に廃止することを記している。都市部では葬列は廃止される流れであるという前置きのあと、まだ残っている地方のことにも言及し「依然として古い型に従って、長い葬列を作って徐行する事になっております。…（中略）…時間を要する事が自然多くなり、…（中略）…通路の妨

げになる… (中略) …。葬列は多忙な今日の時代には相応しからぬ遣り方 (後略) …」であるとしている。『栞』は都市中産階層の人たちを意識したものであるところから、これからの都市生活者の習慣としては、特に時間の確守や交通の妨げに引かかる点を指摘している。一方『改善指針』では葬列の廃止については記載されていない。『栞』では、都市部において出棺の時間を守り交通の妨げをしないことが重要であり、それをさらにすすめること提言している。『改善指針』の場合は、葬列よりも開始時間の遵守を求めているところに特徴がある。「都会地では、近頃大分出棺並に儀式の時刻が、正確に励行される様に」なったが、農村では「今尚二時間も三時間も掛け値がありまして励行されて」いないと記し、時刻を正確に守るように記している。この点は『栞』にも「四、出棺並儀式の時刻は必ず之れを励行すること。」と記し、時間の確守を求める記述がある。両書はほぼ同じ流れの改善指針を出しながらも、少しずつ対象としている人たちの居住環境 (都会地と地方) を意識した書き方になっている¹⁰。

4. 廃止したい「陋習」「悪風」「弊風」とされる民俗慣行への言及

旧来より行われてきた民俗慣行に対し「陋習」「悪風」「弊風」といった評価を下しながら、その改善を提言する記述が両書には見られる。ここまで両書に記された婚姻と葬儀に関わる改善指針の共通点と相違点についてふれてみたが、その他にどのようなことが「陋習」「悪風」「弊風」などと指摘されているのかを取り上げたい。

4.1 お色直し、嫁支度に対する悪習、弊風とする言及

結婚式での衣装替えについて『栞』では「七、披露宴の席上新婦の色直し (着換) を廃すること。」と項目を立てたうえで、「中流以上の披露宴では色直しと称へまして、開宴中新婦が幾度も席を離れて衣装を着換へ、再び席を連なる風が行はれて居ります。これは不作法」とし「此の如き悪風は全廃すべき」と記している。「不作法」「悪風」という評価は、このお色直しのため「嫁支度を贅沢にする弊」があると述べ、「簡素」を求めるために必要な生活改善指導ととらえられる。

一方『改善指針』では嫁支度に言及し「三、仕度調度は可成簡素を旨とすること」と項目を立てている。説明文では「着もしない衣服を沢山拵へ、… (中略) …娘三人を持ってゐると、身代が倒れると言う位、他の文明国に比べて多額の費用を支出」している事実があるとした上で「此の際斯くの如き弊風は、断然これを改め」るべきであると述べている。こちらでも「簡素」を求める嫁支度に重きを置く莫大な出費は「弊風」であると断じている。

4.2 葬儀に関する厳粛、簡素に反する弊風とする指摘

葬儀に関わるさまざまな民俗慣行について「弊風」とする指摘は、『改善指針』の項目「一、葬式は厳粛簡素を旨とし妄りに多数の神官役僧を聘する等の風を改むること」の説明文の

中に記載されている。「虚栄から来た無駄な形式は必ず避くべき事」とし「特に沢山の神官役僧を聘するが如き、弊風は一刻も早く打破」と断じている。葬儀における無駄な形式について「其他、地方によりいろいろの弊風が沢山あると思はれますが、それらはよく研究して改むるべきは改め、廃すべきは断然廃す」と記している。『改善指針』では地方の旧来よりの民俗慣行で簡素さがなくそして厳肅さに反するものについては「弊風」という評価をしながら、改善を求めている記述である。

5. まとめと今後の課題

本稿では婚姻と葬送の民俗慣行に対する生活改善同盟会による提言について、両書の見指す目的を、記載されている項目とそれに基づく説明文の記述を比較しながら整理してみた。両書のいくつか共通点と相違にふれながら、提言の持つ意味を小括しておきたい。

共通点としていえるのは、両書とも執筆内容には女子教育、家政学研究所の第一人者が関わっている点が上げられる。欧米の家庭教育や女性の地位について研究をしてきた委員たちによる考えが生活改善指導に反映されているといえる。たとえば「おたがいを知ること」については、『栞』の委員である三輪田元吉は、欧米における自由結婚は愛そのものの点を重視する意味のあるものであるが、「一時的な感情の結果よりいわゆる野合的結婚」になり易いと述べたうえで、当事者同士の自由に加えて「父母もしくは、また保護者たるべきものも又適当と認め共に協諾する事を必要条件」とする協諾結婚の提唱をしている〔三輪田 1908年 140-141頁〕。この考えは、本人同士の結婚の主体的意思を奨励するが、それを深めていくために周囲が指導することで全体的な結婚の合意にいたることを理想としたものである。つまり当事者個人の結婚の意思は二の次とした、家長による婚姻決定や仲人親による婚姻手続きを進める、古くからの婚姻慣行に対する生活改善指導であることも合わせて読み取れる。もちろん「おたがいをよく知ること」について、三輪田は性的な欲求のために将来を考えないことに陥りがちな自由結婚のあり方を踏まえて、日本の家族社会に合わせての協諾結婚の提言という側面もある。このことは、新たな結婚のあり方を示す提言であるといえる。そして披露宴と共に籍を入れる法律婚に関わる提言も、古くからの婚姻慣行（たとえば足入れ婚のような、夫側妻側の個々人の能力や相性を知って姑が隠居した時に正式に籍を入れるといった民俗慣行）に関わる改善の提言と読み取れる。

もう1点共通点として括られるのは「簡素」「厳肅」「節減」とする提言である。そしてそれを実行するための重要事項としては、全体的に時間の確守を前提としていることである。披露宴ではお色直しを行わない、多数の神官僧侶による盛大な葬儀をしないなどの提言は、民俗慣行としては、当家の家格誇示が顕現した姿とみることができ、見方によっては村社会における家の権威とも関わってくる。そのような旧来より行われそして拡大していく民俗慣行への歯止めを「弊風」「悪風」ということばを使って改変しようと提言しているところも特徴的である。ある意味、官が国民の生活、とりわけ民俗慣行に緩やかに介

入していくところに通俗教育としての生活改善運動を位置づけることもできよう¹¹。

双方の記述に見られる方向性の違いはないが、相違点として『栞』は具体的な数値を出す、廃止などを断言する筆致に対して、『改善指針』は「できるだけ」と言った一歩引いた形での筆致が特徴としてあげられる。香典の額や香典返しに関する提言には、その違いがよく現れているといえる。『改善指針』の序において『栞』は「今日津々浦々まで普及せる生活改善の企の規範になった」と自己評価するとともに「其後農村生活改善の研究が進んで参りまして、一般的原則では農村にしつくり適合しない」という声もあったところで『改善指針』の編纂にかかった旨記されている。農村に伝わる旧来よりの民俗慣行も踏まえながら、できる限り改善を達成できるように考えた記載であり、婚姻、葬送に関わる儀礼は、先に引用した『改善指針』における「地方によりいろいろの弊風が沢山あると思はれますが、それらはよく研究して改むるべきは改め、廃すべきは断然廃す」とし「弊風」とする見方をした上での、新たな改善の提言を行う筆致であるといえる。

最後に今後の検討課題を記しておきたい。本稿では婚姻、葬送儀礼に関わる生活改善指導の提言を取り上げたが、何よりも通俗教育における生活改善運動は、衣食住の改善、そして衛生に関わる改善が柱であるといえる。農村の民俗慣行の中にこれらの生活改善の提言がどう反映したかは具体的な記述から検討していく必要がある。合わせて『改善指針』が刊行された時期に始まった経済更生運動における生活改善指導に、衣食住と衛生がどう反映されたかについても合わせて検討を行っていききたい。このことは今後の筆者の課題として記しておきたい。

(本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究C「戦時体制下の官製運動における生活改善指導と通俗教育の交差に関する民俗学的研究」(研究代表者：和田健、研究課題番号16K03215、2016～2018年度)による研究成果の一部である。)

参考文献

- 磯野さとみ『理想と現実の間に：生活改善同盟会の活動』(ブックレット近代文化研究叢書、6)昭和女子大学近代文化研究所 2010年
- 片岡重助『生活向上を基調としての田園家政学研究』教佑社 1925年
- 生活改善同盟會編・発行『生活改善の栞』1924年
- 生活改善同盟會編・発行『農村生活改善指針』1931年
- 久井英輔「昭和前期における生活改善中央会の組織と事業」(『兵庫教育大学研究紀要』第31巻 2007年
- 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』国土社 1966年
- 三輪田元道『家庭の研究』1908年 服部書店
- 柳田國男『葬送習俗語彙』1937年(1975年国書刊行会より再版)
- 和田健「生活改善規約を持った更生指定村—より強化された生活習俗の系統化—」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第43号)2014年3月 pp 91-119
- 和田健「弊風とされた民俗—更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼—」(千葉

大学文学部編・発行『人文研究』第44号) 2015年3月 pp 221-256

和田健「官製運動における通俗教育と陋習の同時代的交差—生活改善運動と農山漁村経済更生運動の接続に関わる一考察—」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第45号) 2016年3月

註

- 1 同盟会はパンフレットや一枚刷りのものや機関誌『生活改善』の付録など数多くの印刷物を発行している。これらはある分野の改善方法について記したのものとして本稿では「手引き」と表記する。また単行本として刊行されているものについて、本稿では「指導書」と表記する。
- 2 同盟会の刊行した指導書の実相について、磯野さとみの詳細な調査研究によると、同盟会に設置された改善調査委員会による活動で刊行されたものが10冊、それ以外の活動で刊行されたものが9冊の合計19冊が刊行されている [磯野 2010年 42-45頁]。またこの当時の生活改善同盟会の組織的活動については久井英輔の論考に詳しい [久井 2007年]。
- 3 東京府立第一高等女学校教諭、校長を歴任。女子教育に関わる研究者で代表的な著書として『現代女性読本』があげられる。
- 4 東京女子商業校長。代表的な著作として『図説女子作法要義』『国民作法要義』などがあげられる。
- 5 本著で片岡は田園家政学をうたい住居、衣服、食、育児、養老、衛生等多岐にわたって農村の生活改善について述べている。片岡が示す田園家政学について筆者なりにまとめると、家政学的な研究は都市生活者と違い、俸給(つまり生産に関わる労働)と日常生活を分けて考えられるが、農村生活においては生産に関わる労働と日常の生活文化については分けて考えることができない側面がある。そこで都市生活者に対する生活改善とは別に農村に対する家政学的な見地が必要であるという認識である [片岡 1925年 11-16頁]。したがって『改善指針』編纂については片岡の影響は大きかったと推し量られるのである。
- 6 結婚後毎年節目において仲人(仲人親)のもとに挨拶と贈り物をつづける民俗慣行は多く見かける。たとえば千葉県館山市での筆者の取材事例であるが「跡継ぎとなる子供が七歳を迎えるまでは仲人親のもとに進物をもって挨拶をつづける」という慣習もある。仲人と夫婦の関係は社会的な親子関係としての役割であるともいえる。
- 7 葬儀の報せについては、1920~30年代においても全国各地で見受けられた民俗慣行だったようである。たとえば『葬送習俗語彙』の中では以下のような例が紹介されている。「喪に入ってから最初の事務の一つは、一定の親戚へ知らせの飛脚を立てることで、多く組合近隣の者が是に任ずる。この計報に赴く者が二人であることは、不思議と全国で共通している。」「何故に必ず二人行くかの理由は、まだ名称の方からは之を窺ふことが出来ない。奥州の九戸郡では、一人で行くと死人が後からついて来る。故にもし一人で行かねばならぬ際には、釜を下げていくといふ。是は其ままでは会得し兼ねるが、使に行く者は本来「忌」に参加せぬ人であり、知らせる相手方は之に関して、当然に忌のかかる人であることを考へると、或いは二人ということは忌の力に対抗する趣意とも解せられる。」「小縣郡での告げ人は提灯を持って二人で行き、告げられた家では必ず酒を出してふるまふ例である(長村郷土資料)。上伊那でも是をツゲニユクといひ、告げに来た者には例え茶一杯でも、何か飲食させて返すことになって居る(民学、四ノ三号)」[柳田 1937年: 本稿での引用は再版された1975年 8-10頁より引用]。
- 8 筆者は別稿で、できる限り葬儀の報せへ電報、郵便で行い、出向くにしてもひとりで行くように記述された更生計画書について検討を行った [和田 2015年 230-231頁]。
- 9 経済更生運動においても、目標設定として「酒は出さない」はあっても、ある程度妥協しながらの

節酒指導は見受けられる。ただし生活改善同盟会の活動が盛んであった村が更生指定村になった場合、節酒指導の徹底が見受けられる。これは生活改善規約を策定し、各戸主に署名捺印させるなどの規約の徹底確守を求める例で、この生活改善規約があるところとないところでは、更生計画書に実効性の温度差が明確に出てくる。このことに関して筆者は別稿 [和田 2014年 91-119頁] [和田 2016年 55-73頁] に記した。

- 10 このほかにも香典返しについて、『朶』では「一切香典返しを全廃したいと思ひます」と強く全廃を提言しているが、『改善指針』では「香典返しは成可（かなり：筆者註）廃したいものであります」と少しトーンを落としての提言である。
- 11 少し飛躍的に見えるかもしれないが、筆者は官つまり国家による通俗教育による国民生活への介入は、強圧的ではないが緩やかななかで行われていったと位置づけられるものではないかと考えている。このことと関連して、宮坂広作は民力涵養運動、生活改善運動に対する内務省の思想善導について以下のように述べている。「第一次大戦後における民主主義・社会主義的思想・運動の高まりに対して、国体思想・国家主義・家族主義的イデオロギーの教化活動を強化し、共同作業・隣保的相助の奨励によって共同体的〈和〉の精神を啓培するといった、伝統的な対策と同時に、外来思想の日本化、階級協調思想の強化、社会事業の助長などが謳われている点は、反体制的思想・実践の強力的圧殺という方法に頼ることが難しくなってきたことを示すものである。」[宮坂 1966年 183頁]。つまりこの時期、民主主義、社会主義運動が高まる中で、内務省は国民の思想を強圧的な弾圧をすることは効果が薄い点を踏まえて、共同で相互扶助する「和」を奨励する仕組みを浸透させることで思想善導を行おうとしたものであろう。この思想善導という見方とともに、もとよりある民俗慣行にも強い改変を求めるのではなく、緩やかに介入していく流れがあったと、筆者はとらえている。思想だけではなくあらゆる生活文化そして民俗慣行にも緩やかに介入していく流れを、1920～30年代前半の生活改善運動では位置づけられると思うのである。